

## 幼保連携型認定こども園『北方町立こども園』について

### \*『幼保連携型認定こども園』について

北方町立こども園は、令和5年4月に幼保連携型認定こども園として発足しました。幼保連携型認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを併せもっています。



北方町立こども園には、次の3コースがあります。

認定区分	コース	利用時間		備考
1号認定	幼稚園コース (3～5歳) ※1	9:00～14:00		利用条件を満たせば、園の実施計画に沿って『預かり保育』(14:00～17:00)の利用申込が出来ます。
2号認定	幼保コース (3～5歳) ※1	短時間	8:30～16:30	7:30からの早朝保育の申込が出来ます。
		標準時間	7:30～18:30	延長保育(18:30～19:00)の申込が出来ます。
3号認定	保育園コース (0～2歳) ※2	短時間	8:30～16:30	7:30からの早朝保育の申込が出来ます。
		標準時間	7:30～18:30	延長保育(18:30～19:00)の申込が出来ます。

※1……その年の4月1日時点で3歳～5歳の幼児

※2……その年の4月1日時点で生後6か月～2歳の乳幼児

『幼稚園コース』と『幼保コース』の子ども達が共に過ごす、9:00～14:00は、幼児教育の時間帯です。一緒に遊び、指導計画に沿った幼児教育を受けます。

『幼保コース』の子ども達は、教育時間に加え、前後の時間帯に必要に応じて、保育を受けることが出来ます。14:00以降は、昼寝をしたり、おやつを食べたりしてゆったりとした時間を過ごします。

幼保コースを利用する場合は、保育園と同様に就労などによって保育が必要であるという認定を受ける必要があります。

また、『幼稚園コース』についても子育て支援の観点から、『預かり保育』を行っています。利用条件を満たせば、園の実施計画に沿って利用することが出来ます。

『保育園コース』は、生後6か月から2歳までの乳幼児のためのコースです。幼保コースと同様に保育が必要であるという認定を受ける必要があります。

北方町では、『たくましい北方の子』が育つよう、0歳から義務教育学校修了までの15年間を見通した指導計画を作成しています。北方町立こども園では、どのコースであっても一貫した教育・保育を進めていけるよう園経営を進めていきます。